

福岡市保健福祉総合計画（案）の修正等概要

I. 市民意見募集以外の修正

II. 市民意見募集結果

1. 市民意見募集概要
2. 市民意見を踏まえた主な修正等

III. 市民意見募集チラシ

I. 市民意見募集以外の修正

1. 第2部「第8章 要援護者の支援」 41頁 (計画答申案を参照)
2. 第2部「第10章 生活の安心確保」 44頁～45頁 (計画答申案を参照)
3. 第3部 計画目標<図表2> 56頁 (計画答申案を参照)

II. 市民意見募集結果

1. 市民意見募集概要

(1) 意見募集期間

○平成23年9月22日(木)～10月21日(金) 30日間

(2) 意見の提出状況

○提出者数 …39人・団体(内訳:28人、11団体)

○意見の件数 …81件

(3) 意見提出手段

○ファクシミリ…20人・団体 ○電子メール …10人・団体

○持参 … 6人・団体 ○郵送 … 3人・団体

(4) 意見集計結果

意見への対応		修正	計画案どおり	その他
意見の分類(件数)				
第1部	総論 (23)	7	15	1
第2部	第1章 (6)	0	6	0
	第2章 (4)	1	3	0
	第3章 (2)	1	1	0
	第4章 (8)	2	6	0
	第5章 (1)	0	1	0
	第6章 (1)	0	1	0
	第7章 (17)	3	14	0
	第8章 (1)	0	1	0
	第9章 (2)	0	2	0
	第10章 (2)	1	1	0
	第11章 (0)	0	0	0
	第12章 (3)	0	3	0
	第13章 (2)	1	1	0
第3部 (2)		1	1	0
計画全般 (5)		0	4	1
その他 (2)		0	2	0
合計 (81)		17	62	2

2. 市民意見を踏まえた主な修正等

意見箇所		意見	意見への対応と考え方
分類	頁		
第1部 総論	4	◆“ポジティブ・ウェルフェア”は、市民にわかりやすい内容を目指すなら不要では。	【修正】 参加型社会保障(ポジティブ・ウェルフェア)については、脚注もあるため、カタカナの文言を削除します。
	6	◆母子に関する計画は、「福岡市保健福祉総合計画」には含まれないのか。	【修正】 母子に関する計画は保健福祉の1つの分野でもありますが、平成22年3月に「新・福岡市子ども総合計画」が策定済みであり、当該計画と連携を図ることとしているため、別立てにしています。なお、当該計画は本計画案とも密接に関連することから、図表1を修正し、「子ども施策」として「新・福岡市子ども総合計画」を他事業と別枠で記載します。
	7	◆“計画策定の背景”の中で、平成23年8月に改正された障害者基本法に言及してはどうか。	【計画案どおり】 ご意見ありがとうございます。 障害者基本法の改正や、障害者総合福祉法(仮称)については、別途、策定中である「障がい保健福祉計画」において記載される予定です。
	11	◆“新しい公共”とは具体的に何を指すのか。計画の各論のどこにその取組みが書かれているのか。	【修正】 これまで行政により独占的に行われてきた「公共」を、市民・事業者・行政の協働によって実現していこうという考え方です。資料編で用語解説していますが、同じページに脚注を追加します。なお、新しい公共による取組みの一例としては、NPO等と連携したホームレス自立支援の取組み(第9章)などが挙げられます。
	24・26	◆“ハード・ソフト”面とは何かわからない。	【修正】 “ハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり”とは、ハード面では公共交通機関、公共施設、住宅・建築物の整備等における物理的な障壁(バリア)の除去を、ソフト面では日常生活又は社会生活を営む上での制度や慣行、観念などの社会的障壁の除去を一体的に進めていくまちづくりのことです。該当ページに脚注を加え、巻末資料編の用語解説にも追加します。
	30	◆民生委員・児童委員も高齢化しているのが現状。委員の認知度も十分でなく、人材確保は困難。委員の負担を軽減し地域の活動に専念できるようにして欲しい。また、委員の相談役となる専門職を地域に配置して欲しい。	【計画案どおり】 ご意見ありがとうございます。 本計画案では、民生委員・児童委員が地域の中でスムーズに活動できるよう、負担軽減を検討することとしています。福岡市では平成23年度から地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業を行っており、地域福祉ソーシャルワーカーが民生委員など地域の見守り活動を行う団体などの相談・助言もできるようにしていくよう考えております。
第2部 各論 第4章	32	◆健康づくりのスタートは、“健診や保健指導”ではなく、運動やバランスの取れた食事では。健診は健康づくりのきっかけにはなるかもしれないが、健康づくりそのものになるとは言えない。	【計画案どおり】 ご意見ありがとうございます。 健康づくりを無理なく進めていくためには、まず自分のからだを知ることが大切です。その観点から、スタートという言葉を用いています。自覚症状が現れにくい生活習慣病の予防のためにも定期的な健診受診は重要であり、国においても健康づくりの第一歩として、特定健診等の受診率向上に努めているところです。

意見箇所		意見(要旨)	福岡市の考え方及び対応
分類	頁		
第2部 各論 第4章	32	◆“住民団体”と“健康づくりを進める住民の自主組織である校区衛生連合会”とはどう違うのか。	【修正】 本計画案は、各区の保健福祉センターで、自治協議会や校区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの団体と協議のうえ、校区衛生連合会を中心に地域の自主的な健康づくりを推進するという趣旨です。分かりづらいため、上述のように文章を整理・修正します。
	32・33	◆スポーツを通じて楽しみながら行う健康づくりのためには、参加者に興味を抱かせる必要があることから、行政がインストラクターを育成してもらいたい。	【修正】 ご意見の趣旨は、第6章人材育成(4)健康づくり活動に関する人材育成に反映させていただきます。なお、福岡市では、平成22年2月に「福岡市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ指導者養成事業や、スポーツリーダー・バンク制度の活用促進、地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を担う専門的人材としてのスポーツ推進委員の育成・活用により、子どもから高齢者、障がい者を含め、市民の身近なスポーツ活動を支える多様な人材の確保と資質向上を図っていくこととしております。
第2部 各論 第7章	38	◆地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業の解説文にある“制度外のサービス”とは何か。	【修正】 分かりづらい表現になっているため、“インフォーマルなサービスを活用する”という表現に改め、その意味を下記のとおり脚注として追加します。 “地域で行われている見守り活動やサロンへの参加、買い物支援やごみ出しといった「ちょっとしたボランティア活動」、NPOなどが行っている有償ボランティア活動などのこと。”
第2部 各論 第8章	40・41	◆要援護者台帳の整備は大切なことで進めるべきであり、自治協議会会長の理解を進めるため、会長の交代の時期に合わせて行政による啓発が必要。	【計画案どおり】 ご意見ありがとうございます。 災害時要援護者の避難支援対策については、災害時要援護者支援ハンドブックの配布や市ホームページ掲載等により周知を図っておりますが、各区における自治協議会等会長会で毎年度、定期的に制度の趣旨説明を行うなどして、さらに周知徹底してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
第2部 各論 第13章	51	◆“ユニバーサルデザイン”を簡潔に和訳することは難しいと思うが、“ユニバーサルな”という造語はどういう意味か分からない。	【修正】 福岡市では、“『人』を大切に、すべての人が夢を持ち、活躍できるユニバーサルなまちづくり”を、市政運営の柱の一つとして位置づけております。 分かりづらいところがありますので、脚注を追加して、この趣旨をお伝えすることといたします。
第3部	56	◆ふれあいネットワークを実施している町内会の数や、ふれあいサロンを実施している箇所数等の目標数値がどうしてこの数値になったのか、現状と目標に明記した方がよい。	【修正】 それぞれ以下のとおり修正します。 ・ふれあいネットワーク “現状値 1,635”→“現状値 1,635(72.2%)”に修正 “目標値 2,040”→“目標値 2,040(90.0%)”に修正 ・ふれあいサロンの拡大に向けた取組みの考え方を次の要旨で追記します。 “サロンを実施していない校区で1箇所以上、現在1箇所で実施している校区の半分で2箇所以上の実施”

Ⅲ. 市民意見募集チラシ



「福岡市保健福祉総合計画（案）」について

～ 皆様のご意見を募集します ～



福岡市では、この度、市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる「健康福祉のまち」の実現に向けて、平成27年度までの保健・福祉・医療施策の基本的な理念と方向性を「福岡市保健福祉総合計画(案)」としてとりまとめました。

この計画の策定にあたり、皆様のご意見を募集します。

1 意見募集期間

平成23年9月22日（木）～平成23年10月21日（金）

2 計画（案）の配付・閲覧について

(1) 福岡市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/keikaku/shisei/pcbosyu.html>

(2) 下記の施設で閲覧できます（※配付もしています）。詳細は、裏面をご参照ください。

- ① 福岡市役所本庁舎…情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、保健福祉局計画課(12階)
- ② 区役所……………各区役所市民相談室、入部出張所、西部出張所
- ③ その他……………各区老人福祉センター、各障がい者フレンドホーム 他

(3) 視覚障がいがある方がご意見を提出される場合には、保健福祉局計画課にて、計画概要版(案)の読上げや、ご意見の聴取りをいたしますので、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

3 意見提出方法および提出先

下記の方法のいずれかにてご提出ください。

提出方法	提出先	提出様式
郵 送	〒810-8620 福岡市保健福祉局総務部計画課 計画意見募集担当 (市役所専用郵便番号につき、住所は記入不要です。)	○別紙の意見シートにご記入ください。 ○意見シートを使用しない場合は、必ずお名前とご住所を記入の上、ご意見をご提出ください（さしつかえなければ、お電話番号を併せてご記入ください。）。
ファクシミリ	092-733-5587	
ご 持 参	福岡市役所本庁舎…情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、保健福祉局計画課(12階) 区役所…各区役所市民相談室、入部出張所、西部出張所	
電子メール	hokei@city.fukuoka.lg.jp (参考: ホームページへのリンク http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/keikaku/shisei/pcbosyu.html)	○福岡市ホームページの意見記入欄に記入してください。

【お問い合わせ先】

福岡市保健福祉局総務部計画課計画係 意見募集担当 酒見, 山口
住 所 : 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電 話 : 092-733-5344 ファクシミリ : 092-733-5587
電子メール : hokei@city.fukuoka.lg.jp



■意見募集資料閲覧・配付先■

施設名	配付の有無	住所	電話番号
① 福岡市役所本庁舎			
保健福祉局計画課	配付あり	中央区天神 1-8-1 本庁舎 12 階	092-733-5344
情報公開室	配付あり	中央区天神 1-8-1 本庁舎 2 階	092-711-4129
福岡市情報プラザ	配付あり	中央区天神 1-8-1 本庁舎 1 階	092-733-5333
② 区役所等			
東区役所市民相談室	配付あり	東区箱崎 2-54-1 (1 階)	092-645-1011
博多区役所市民相談室		博多区博多駅前 2-9-3 (3 階)	092-419-1013
中央区役所市民相談室		中央区大名 2-5-31 (1 階)	092-718-1014
南区役所市民相談室		南区塩原 3-25-1 (本館 1 階)	092-559-5010
城南区役所市民相談室		城南区鳥飼 6-1-1 (2 階)	092-833-4010
早良区役所市民相談室		早良区百道 2-1-1 (2 階)	092-833-4308
西区役所市民相談室		西区内浜 1-4-1 (3 階)	092-895-7008
早良区入部出張所		早良区東入部 2-14-8 (1 階)	092-804-2011
西区西部出張所		西区大字女原 607-1 (1 階)	092-806-9430
和白地域交流センター(コミセンわじろ)	配付あり	東区和白丘 1-22-27	092-608-8480
博多南地域交流センター(さざんぴあ博多)		南区南本町 2-3-1	092-502-8570
福岡市西部地域交流センター(さいとぴあ)		西区大字女原 607-1 (1 階)	092-807-8900
③ その他			
東区老人福祉センター 東香園	配付あり	東区香住ヶ丘 1-9-1	092-671-2213
博多区老人福祉センター 長生園		博多区千代 1-21-16	092-641-0903
中央区老人福祉センター 舞鶴園		中央区長浜 1-2-15	092-771-7677
南区老人福祉センター 若久園		南区若久 6-29-1	092-511-7255
城南区老人福祉センター 寿楽園		城南区南片江 2-32-1	092-861-1123
早良区老人福祉センター 早寿園		早良区重留 7-8-8	092-804-7750
西区老人福祉センター 福寿園		西区今宿青木 1043-31	092-891-2727
東障がい者フレンドホーム	配付あり	東区松島 3-15-2	092-621-8840
博多障がい者フレンドホーム		博多区西月隈 5-6-1	092-586-1360
南障がい者フレンドホーム		南区清水 1-16-22	092-541-5858
城南障がい者フレンドホーム		城南区南片江 2-32-1	092-861-1180
早良障がい者フレンドホーム		早良区百道浜 1-4-18	092-847-2761
西障がい者フレンドホーム		西区内浜 1-5-54	092-883-7017
福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)	配付あり	中央区荒戸 3-3-39	092-731-2929
福岡市健康づくりセンター(あいれふ)	配付あり	中央区舞鶴 2-5-1	092-751-7778
各公民館 (※閲覧のみ)	配付なし	参照「公民館情報」 http://gakushu.city.fukuoka.lg.jp/center/	

